

平成十一年法律第一百五十号

任意後見契約に関する法律

(趣旨)

この法律は、任意後見契約の方式、効力等に關し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。
- 2 本人 任意後見契約の委任者をいう。
- 3 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。
- 4 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。
- 5 意見後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。
- 6 (任意後見契約の登記) 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 7 一 本人が未成年者であるとき。
二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。
三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。
- 8 四 任意後見人の事務を監督すること。
二 任意後見人の事務に關し、家庭裁判所に定期的に報告すること。
三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。
- 9 一 任意後見人の事務を監督すること。
二 任意後見人の事務に關し、家庭裁判所に定期的に報告すること。
三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすることがある。
- 10 一 任意後見人の事務を監督すること。
二 任意後見人の事務に關し、家庭裁判所に定期的に報告すること。
三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすることがある。
- 11 一 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしない。されば、善意の第三者に對抗することができない。

□ 本人に對して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

することができる。

ハ 不正な行為 著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

の家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に對し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二十五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。